（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）

第十一条　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、平成二十八年度以後の各年度の各月末日における特定第二号被保険者である者の数を、当該各年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が平成二十八年度以後の各年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の当該年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定第二号被保険者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号。以下「高齢者算定省令」という。）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二中「法附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条を附則第五条の二十一とし、附則第五条の次に次の二十条を加える。

（平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条の二　平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額は、第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

一　第五条第一項の規定により算定される額

二　平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者（法附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）の加入者となる前期高齢者に係る前期高齢者給付費見込額を勘案して厚生労働大臣が定める率

2　新設保険者等に係る平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額は、第五条第二項及び前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（平成二十八年度における一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条の二の二　平成二十八年度における法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、第七条の規定にかかわらず、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（平成二十八年度における前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第五条の二の三　平成二十八年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一　第八条の規定により算定される数

二　平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率

2　新設保険者等に係る平成二十八年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八条第二項及び前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（平成二十八年度における概算加入者調整率の算定方法）

第五条の二の四　平成二十八年度における法第三十四条第四項に規定する概算加入者調整率は、第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における概算補正係数を乗じて得た率とする。

2　平成二十八年度における粗概算加入者調整率は、附則第五条の二の六第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率とする。

3　平成二十八年度における概算補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費見込額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ　各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

二　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）

ロ　平成二十八年度における第三十七条の規定により算定した保険納付対象額の見込額の総額を同年度における加入者見込総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者見込数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。）

三　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費見込額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

四　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（補正後概算加入者調整率の算定方法）

第五条の二の五　法附則第十三条の六第三項に規定する補正後概算加入者調整率は、次項に規定する補正後粗概算加入者調整率に第三項に規定する補正後概算補正係数を乗じて得た率とする。

2　補正後粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を補正後前期高齢者加入見込率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率とする。